通所治療支援要綱 　　　　１．横浜いずみ学園通所部門を利用について

家庭や生活支援を行う施設での不適応行動が繰り返される児童および保護者が通所し、行動の改善を目的に治療支援を受ける。また、入所児が退所後、必要に応じて利用する。

2．通所利用者

基本的には、児童相談所による措置によって通所治療が行われるが、ケースによっては措置外での利用もある。

3．担当者

主任会議にて、ケース紹介と協議を行い、担当セラピストを決定する。

4．通所治療支援内容

① 担当セラピストによる個別面接、保護者面接

② 園職員もしくは、実習生による学習支援 　　　③ 園職員もしくは、実習生によるグループワーク

④ 必要な生活支援